

診断書強要都労委 会社主張のここが変①

東京交番検査車両所の組合員が前月25日の勤務発表で確定していた年休に対し、管理者が診断書の提出を求めてきたことについて、就業規則や労働協約の解釈に関して、東京都労働委員会で会社と争っています。

10月31日、都労委調査での会社の驚くべき主張！

- ①（前月）20日の年休申込の提出は年休の時季指定ではない。
- ②（前月）20日は、時季指定をしたいというコミュニケーションで
あると考えている。
- ③年休の時季指定は25日だと考えている。

就業規則では、「毎月20日までに翌月分の年休使用日を年次有給休暇申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ること」となっています。「年休申込簿」には申込月日と時季指定日の記入欄がありますね！まさに、所定事項を「年休申込簿」に記入して届け出ることが年休の時季指定であることは疑う余地もありません！

「年休申込簿」の提出はコミュニケーションだったとは！こんな主張はこれまで聞いたことがありません！